○厚生労働省令第百十七号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

平成二十九年十月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　居室の床面積は、宿泊者一人当たり三・三平方メートル以上を確保すること。

二　定期的な清掃及び換気を行うこと。

附　則

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。

○厚生労働省令第百十八号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員） **第三条**　法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） 三　次のいずれかに該当する職員 イ　医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、農学、水産学、理学、工学、保健学、衛生学又は家政学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	（法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員） **第三条**　法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） 三　次のいずれかに該当する職員 イ　医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、農学、水産学、理学、工学、保健学、衛生学又は家政学の課程を修めて卒業した者

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省・国土交通省令第二号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

平成二十九年十月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国土交通大臣　石井　啓一

住宅宿泊事業法施行規則

（法第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備）

第一条　住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　台所

二　浴室

三　便所

四　洗面設備

（法第二条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める家屋）

第二条　法第二条第一項第二号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとする。

一　現に人の生活の本拠として使用されている家屋

二　入居者の募集が行われている家屋

三　随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

（人を宿泊させる日数の算定）

第三条　法第二条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数は、毎年四月一日正午から翌年四月一日正午までの期間において人を宿泊させた日数とする。この場合において、正午から翌日の正午までの期間を一日とする。

（届出）

第四条　法第三条第一項の届出は、住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日までに、第一号様式による届出書を提出して行うものとする。

2　法第三条第二項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名

二　住宅宿泊管理業者の登録年月日及び登録番号

三　法第三十二条第一号に規定する管理受託契約の内容

3　法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）の生年月日及び性別（届出者が法人である場合にあっては、その役員の生年月日及び性別）

二　届出者が未成年である場合においては、その法定代理人の生年月日及び性別（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員の生年月日及び性別）

三　届出者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）